

人権施策推進課

1 人権施策の推進

令和3年3月に策定した第5次岡山県人権政策推進指針や学識経験者で構成する人権政策審議会での意見を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害のある人など人権課題ごとの施策について、庁内12課室で構成する「人権啓発マトリックス」等を活用し、関係部・課が緊密な連携を図りながら、総合的な人権施策を進めていく。

また、国・市町村、関係機関と情報交換・役割分担などをしながら緊密な連携・協力を図り、啓発を効果的に実施する。

2 人権啓発の推進

「共生社会おかやま」の実現に向け、人権に関する知識の習得のみにとどまらず、一人ひとりが自らの課題として捉え、日常生活でいかせる人権感覚を身につけることができるよう、国、市町村、民間団体、庁内人権啓発マトリックス各課等と連携・協力し、効果的な啓発事業を推進する。

(1) 人権週間・憲法週間における集中的な啓発

ハートフルフェスタの開催や各種媒体（新聞紙面、懸垂幕等）を活用した広報等を実施する。

(2) 人権情報コーナー設置

県内の公民館や大学等202か所へ「人権情報コーナー」を設置し、各種の人権課題に関するパンフレットにより啓発を行う。

(3) スポーツチームと連携・協力した啓発

ア 公式試合会場での啓発(岡山シーガルズ、ファジアーノ岡山)

イ 人権スポーツふれあい教室の開催

小学校にスポーツ選手を派遣し、児童との交流を通じて「思いやりの大切さ」などを伝える。

(実施予定：17市町31校)

(4) 岡山吉備高原車いすふれあいロードレース会場等での啓発

岡山吉備高原車いすふれあいロードレース会場等において、啓発グッズの配布や人権についてのアンケート調査などで啓発活動を実施する。

(5) 児童生徒人権啓発ポスターの募集、カレンダー作成

人権啓発ポスターを児童生徒から募集し、入賞作品の表彰・展示を行うとともに、入賞作品を活用したカレンダーを作成・配布し啓発を行う。

(6) 民間団体との協働による人権啓発

人権意識の高揚に取り組む団体や大学生が行う人権啓発事業へ対象経費の1/2以内又は全額を補助(限度額150千円)する。(5団体)

(7) 国・市町村との連携

市町村が行う啓発事業に対して国の啓発委託費の配分を行うほか、全県レベル及び4つの地域レベルの人権啓発活動ネットワーク協議会を通じて、国・市町村と連携・協力した啓発事業の実施に努める。

(8) 「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者、またその家族等に対する誹謗中傷や偏見、差別を防止するため、国・市町村、民間の団体・企業等と連携し、「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンを実施する。

3 ユニバーサルデザイン(UD)の推進

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方を県のあらゆる施策に取り入れ、全県的に浸透させるため、民間団体と協働し、講座やSNS等でUDの魅力をより多くの県民に発信することができる「おかやまUDアンバサダー(魅力発信大使)」の養成やUD体験等を組み込んだセミナーの実施、県民室での展示等により、県内全域でのUDの普及啓発に取り組む。

4 人権研修の充実

職員一人ひとりが、県行政のすべての業務は人権にかかわっているとの認識を持ち、職務のいかんを問わず、人権尊重の視点に立った行政の担い手であることを自覚して業務に当たる必要があり、人権について正しく理解し、人権尊重の視点から問題意識を持って業務に当たることができるよう、体系的な人権研修を実施する。

また、人権に関わりが深い職業従事者等を対象にした研修会の開催や人権啓発指導者等の養成を行うとともに、各種団体等が行う人権研修の支援を行う。

(1) 県職員を対象にした研修

階層別(新規採用者、主任・課長級昇任者、幹部職員)研修、所属別研修、全職員対象研修など体系的に実施する。

(2) 様々な場での研修

岡山県教育委員会と連携して、人権啓発指導者の養成講座や同講座の修了者を対象にしたスキルアップ講座を開催するとともに、各種団体等が人権研修会を開催する際に、必要に応じて職員を講師として派遣するなどし、自主的な取組を支援する。

(3) 相談機関への支援

相談機関相互の円滑な連携調整が行えるよう、活動内容の周知や担当者の相談能力の向上等を図るための研修会を開催する。

5 隣保館への支援

地域の特色やニーズを踏まえて、隣保館の活動が幅広く展開されるよう、隣保館及び設置市町を支援する。

- ・隣保館の設置状況：18市町（44施設）

(1) 隣保館運営費等の補助

隣保館の運営費及び生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業費に対して補助する。

（ 団 体 数 ： 13市町（21施設）
補 助 率 ： 3/4（負担割合 国 1/2・県 1/4） ）

(2) 研修会等の実施及び情報提供

隣保館職員等の人権意識の更なる向上やスキルアップを図るための研修会を開催するとともに、隣保館の適切な運営を確保するため隣保館及び設置市町へ助言等を行う。

また、知識・技能の習得等に関する各種融資・貸付金制度や相談窓口の情報提供を行う。